

令和9年度 香芝市集団特定健康診査業務委託 契約書（案）

1 件名 集団特定健康診査業務

2 委託内容内訳及び契約金額

内容	種類規格	予定数量	契約単価（円） （税抜）	小計
特定健康診査基本項目		360 人		
貧血検査		360 人		
心電図	12 誘導	360 人		
眼底検査		60 人		
健診運営費		3 日		
小計				
消費税及び地方消費税				
合計（予定）				

3 履行期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

なお、契約日から令和9年3月31日までの期間は、委託業務履行のための準備期間とする。

4 実施場所 香芝市保健センター

5 契約保証金

上記の委託業務について、委託者と受託者は、それぞれ対等な立場における合意に基づいて次の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

委託者 香芝市本町1397番地
香芝市
市長 三橋和史

受託者

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、仕様書及び奈良県が策定した奈良県特定健康診査・特定保健指導マニュアル（仕様書、見本及び委託者の指示を含む。以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受託者は、常に善良なる管理者の注意をもって、頭書記載の履行期間、仕様書等により指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、委託者は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。
- 3 委託者は、頭書記載の契約単価に確定数量を乗じて得た合計額に消費税及び地方消費税税率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した額を受託者に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第3条 受託者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(守秘義務)

第4条 受託者は、この契約上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後も、また同様とする。

(個人情報の保護)

第5条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）その他法令に定めるもののほか、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(委託業務の日程)

第6条 委託者と受託者は、必要とする資料や報告書等の提出の期限等あらかじめ日程を定める必要のある事項については、協議の上これを決定しその期限を厳守しなければならない。

(著作権)

第7条 この契約により生ずる著作権は、委託者に帰属するものとする。

2 委託者は、この契約の成果物を自由に使用し、またはこれを使用するにあたりその内容を変更することができる。

(業務責任者)

第8条 受託者は、受託業務履行の管理運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。

2 業務責任者は、業務の円滑な管理運営に努め、現場を総括する。

(履行報告)

第9条 委託者は、必要と認めるときは、業務責任者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

(検査)

第10条 受託者は、業務を履行したときは、委託者の指定する方法により報告書（健診結果を含む。）を提出して検査を受けなければならない。

2 受託者は、前項の検査に合格したときをもって業務の履行を完了したものとする。

3 受託者は、業務終了後に遅滞なくその結果を取りまとめ、第1条第3項に定める額を記したデータ及び第1項に規定する報告書（以下「データ」という。）を委託者の委託を受けて決済を代行する機関（以下「代行機関」という。）である奈良県国民健康保険団体連合会に提出するものとする。

4 受託者は、データを厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成するものとする。

5 受託者は、データの代行機関への送付については、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と受託者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、業務実施後その都度送信するものとする。

6 受託者は、前項の方法に替えて電子データを格納したファイルを収録した電子媒体（FD、MO又はCD-Rの媒体に限る。）を、業務実施月の翌月5日までに提出することができる。ただし、提出期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、

その翌日を期限とするものとする。

(再履行)

第 1 1 条 委託者は、受託者が前条第 1 項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。

2 受託者は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、委託者に届け出てその検査を受けなければならない。

3 前条第 2 項の規定は、前項の検査に準用する。

(委託料の請求)

第 1 2 条 受託者は、第 1 0 条及び前条の検査に合格したときは請求書を提出することができる。

2 委託者は、第 1 0 条に規定する方法により受託者が代行機関に提出したデータについて、その内容を点検し適当と認めたときをもって、受託者より請求があったものとみなす。

(委託料の支払)

第 1 3 条 委託者は、前条第 2 項の規定により請求があったときは、代行機関が電子データを受理した月の翌月 2 1 日、または第 1 0 条第 5 項に規定する場合で、代行機関が電子データを受理した日が 6 日から月末までのものは電子データを受理した月の翌々月の 2 1 日を基本として、委託者と代行機関との間で定める期日に、代行機関を通じて受託者に委託料を支払うものとする。ただし、委託者が代行機関を通じて委託料を支払うことができないときは、受託者の指定する方法により支払うものとする。

2 委託者及び代行機関の検査の結果、健診結果に関する内容について疑義がある場合は、委託者は代行機関を通じて受託者にデータの返戻を行うものとする。

3 受託者は、前項の返戻を受けたときは、第 1 0 条及び第 1 2 条の規定の方法により再度請求を行うことができる。

(指定期日の延期等)

第 1 4 条 受託者は、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して指定期日前に委託者に対して指定期日の延期を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受託者の責めに帰することができないものであるときは、委託者は、指定期日の延期を認めることがある。

(危険負担)

第15条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、委託者が負担する。

(契約不適合責任)

第16条 委託者は、完了した業務（成果物がある場合は、引き渡された成果物を含む。）が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、提出の日から1年間は、受託者に対し修補、代替物の引渡し若しくは不足物の引渡し等自ら指定した方法による履行の追完又はこれらに代え若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

(履行遅滞における遅延利息等)

第17条 委託者は、第14条第1項の規定による申出があつた場合において、その理由が受託者の責に帰するものであるときは、受託者に対して契約金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率により計算した額の遅延違約金の支払を請求することができる。

2 前項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

3 受託者は、委託者の責に帰する事由により第13条第1項の規定による契約代金の支払が遅延した場合においては、委託者に対して未受領の契約代金につき、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(業務内容の変更等)

第18条 委託者は、必要があるときは業務の内容を変更し、または業務を一時中止することができる。この場合において契約単価又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者受託者協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託者の解除権)

第19条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責に帰すべき事由により、納入期限内に債務の履行が完了しないことが明らかに認められるとき。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合において、受託者は、契約金額の10分の1を違約金として委託者の指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(暴力団排除に係る解除権)

第20条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。以下同じ。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかか

わらず、遅滞なくその旨を委託者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

(談合等不正行為による解除)

第21条 委託者は、受託者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が受託者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の排除措置命令をしたとき。
- (2) 公正取引委員会が受託者に対し独占禁止法第64条第1項の競争回復措置命令をしたとき。
- (3) 公正取引委員会が受託者に対し独占禁止法第62条第1項の納付命令をしたとき。
- (4) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

2 第19条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

(損害賠償)

第22条 受託者がこの契約に違反し、又はこの契約に関し、受託者の故意又は過失によって委託者に損害を与えたときは、受託者は、直ちにその損害を賠償しなければならない。

2 第19条第2項及び第3項の規定は、委託者に生じた実際の損害の金額が違約金の額を超過する場合において、委託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前項の規定は、第20条第2項、及び前条第2項の規定に準用する。

4 委託者は、前3条の規定により本契約を解除した場合は、これにより受託者に生じた損害について何ら賠償又は補償することは要しない。

(受託者の解除権)

第23条 受託者は、委託者が契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者と協議の上この契約を解除することができる。

- (1) 第18条第1項の規定により、委託者が業務を中止させ、又は中止させようとする場合においてその中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上

に及ぶとき。

(2) 第18条第1項の規定により、委託者が契約内容を変更しようとする場合において契約金額が2分の1以下に減少することとなるとき。

3 委託者は、前2項の解除により受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協議解除)

第24条 委託者は、必要があるときは、受託者と協議の上この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の解除により受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除等に伴う措置)

第25条 契約が解除された場合、又は受託者がその債務の履行を拒否し、若しくは受託者の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、検査に合格した履行部分があるときは、委託者は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

(管轄裁判所)

第26条 委託者と受託者の間で訴訟の必要が生じた場合は、委託者の所在地を管轄する地方裁判所を第一管轄裁判所とする。

(契約の費用)

第27条 この契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

(補則)

第28条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ委託者と受託者が協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約の期間が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(取得の制限)

第3 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外の利用及び提供の禁止)

第4 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(個人情報の適切な管理)

第5 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(責任体制の整備)

第6 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第7 受託者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により委託者に報告しなけ

ればならない。

- 3 作業責任者は、別記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

（従事者の監督及び教育）

第8 受託者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

- 2 受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第9 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託における条件）

第10 受注者は、相当の理由があり、予め発注者の承認を受けた場合に限り、この契約による事務の一部を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に再委託をすることができる。

- 2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、次に定める条件を付するものとする。
 - (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
 - (2) (1)の場合は、受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
 - (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理し、及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を報告しなければならない。

- (4) (3)の場合は、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理し、及び監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

(資料等の返還等)

- 第11 受託者は、この契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。
- 2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(取扱状況等についての指示等)

- 第12 委託者は、定期的に、及び必要があると認めるときは随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、受託者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、受託者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

- 第13 受託者は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、委託者に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について委託者の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

- 第14 受託者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、この契約に従い、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。
- 2 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、この契約に従い、受託者に対する書面通知により契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。